

一般社団法人大紀町観光協会入会等規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大紀町観光協会（以下「この法人」という。）定款第6条から第9条までの規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員

大紀町に在住の個人又は大紀町に事務所若しくは事業所を有する法人団体若しくは法人であって、この法人の定款第3条の目的に賛同して入会したものの総会において決議権を有する。

(2) 賛助会員

正会員以外の個人、法人又は団体であって、この法人事業を賛助するために入会したものの総会において決議権を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議によって入会を認められたものは、この限りでない。

(入会資格)

第3条 会員として入会する者は、次の条件を満たすものとする。

(1) 当法人の目的に賛同し、事業に協力できること

(2) 法令及び規則、当法人の定款及び諸規定を遵守すること

(入会手続)

第4条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人、団体又は法人は、入会申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、この法人の会長に提出する。

2 大紀町外の個人、団体又は法人であって、この法人の賛助会員になろうとするものは、入会申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、この法人の会長に提出するほか、その他必要な書類を求められたときにはその書類を提出しなければならない。

3 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

(1) 入会申込書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている者ではないこと。

(2) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。

- (3) 過去に本協会の会員であった個人、団体又は法人で、本協会の会員の資格を喪失してから5年以上経過していないものではないこと。
 - (4) 過去に本協会の会員であった個人、団体又は法人で、本協会の会員の資格を喪失することを逃れるために退会の届出をしてから5年以上経過していない者ではないこと。
 - (5) 禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年以上経過していない者ではないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及びこれと密接な関係を有する者ではないこと。
 - (7) 入会申込書及び関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人、団体又は法人であること。
- 4 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。

（会員名簿）

第5条 入会者に関する個人情報是一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第31条の規定に基づき作成する会員名簿によって管理するものとする。

2 前項の規定による入会者に関する個人情報は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

3 会員名簿に登録された個人情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（会費）

第6条 会員の年会費は、別表1のとおりとし、会費口数分の年会費を当法人が指定する期日までに納入しなければならない。

2 会費が納入されない場合は、定款の定めるところにより会員の資格を喪失する。

（退会）

第7条 会員は、退会届（第3号様式）を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 除名によって会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

（再入会）

第8条 過去にこの法人の会員であったもの（退会后1年以上経過している場合）が再入会を希望する場合には、第4条の規定を準用する。ただし、未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定に係わらず、令和5年度から令和7年度の間、正会員及び賛助会員の会費は1,000円とする。

(附則)

- 1 この規程は、令和8年6月19日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定に係わらず、令和8年度から令和10年度の間、正会員及び賛助会員の会費を免除とする。

別表1

| 区 分 | 会費 (年度) |
|------|-----------|
| 正会員 | 3, 0 0 0円 |
| 賛助会員 | 3, 0 0 0円 |